# 福岡市観光関連事業者及び観光関連従事者意識調査

# 業務委託企画提案募集要項

令和８年１１月

目次

１　業務の概要 ..... 2

２　この提案競技に参加する者に必要な資格 ..... 2

３　スケジュール ..... 3

４　提案に関する問い合わせ（質問書提出） ..... 3

５　参加申請・企画提案書の提出 ..... 4

６　提案競技選定委員会 ..... 5

７　採点方法および契約相手方の決定方法 ..... 6

８　その他の留意事項 ..... 6

９　添付資料 ..... 7

本要項は、「福岡市観光関連事業者及び観光関連従事者意識調査業務委託」にかかる、契約相手方候補の選定について必要な事項を定めるものである。提案者は、以下の事項を十分に踏まえた上で提案を行うこと。

## 1　業務の概要

(1) 業務名

福岡市観光関連事業者及び観光関連従事者意識調査業務委託

(2) 履行期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）まで

(3) 提案限度価格

7,144千円（上限額、消費税及び地方消費税含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

(4) 企画提案要望の内容

資料1「仕様書」のとおり

## 2　この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス
http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。

(5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 3　スケジュール

| | | |
|---|---|---|
| (1) | 募集開始 | 令和８年 11 月 24 日（火） |
| (2) | 質問書締切 | 令和８年 11 月 30 日（月）　15 時 00 分 |
| (3) | 質問の回答 | 令和８年 12 月２日（水） |
| (4) | 参加申請締切 | 令和８年 12 月４日（金）15 時 00 分 |
| (5) | 企画提案書締切 | 令和８年 12 月 16 日（水）15 時 00 分 |
| (6) | 一次審査結果通知 | 令和８年 12 月 21 日（月）予定　※参加者多数の場合 |
| (7) | 事業者選定委員会<br>（オンラインプレゼンテーション） | 令和８年 12 月 23 日（水）予定 |
| (8) | 事業者決定および通知 | 令和８年 12 月 25 日（金）予定 |
| (9) | 契約締結 | 令和８年 12 月 25 日（金）以降 |

**※ 説明会は開催せず、質問のある場合は、質問書を提出すること。事業者選定委員会はオンライン開催とする。**

## 4　提案に関する問い合わせ（質問書提出）

(1) 質問書提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）15 時まで

(2) 質問書提出先

〒810-8620　福岡市中央区天神１丁目８番１号

TEL:092-711-4353(直通)　FAX:092-733-5901

メールアドレス：kankosangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

(3) 質問書提出方法

様式３「質問書」により、(2)に示す電子メールでのみ受け付ける。

なお、様式３「質問書」を提出した際は、念のため(2)に記載する電話番号に連絡すること。

(4) 質問についての回答

回答は、令和８年 12 月２日（水）に下記の福岡市ホームページ上に掲載する予定

https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html

## 5　参加申請・企画提案書の提出

(1) 提出締め切り

①参加申請書　令和８年 12 月４日（金）　15 時まで（郵送の場合は必着）
②企画提案書　令和８年 12 月 16 日（水）　15 時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出方法

提出先へ(5)の提出書類の原本を郵送（締切日時必着）し、データは電子メールにて提出のこと。郵送は特定記録または簡易書留とし、電子メールにて送付後に必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_（提案事業者名）_企画提案書」（※（）は各々必要事項を記載）とすること。

(3) 提出部数

①参加申請書　原本：１部
　　電子データ：１ファイル
②企画提案書　原本：正本１部、副本７部
　　電子データ：各１ファイル（正本、副本）

(4) 提出先問い合わせ先

福岡市経済観光文化局観光産業課
〒810-8620　福岡市中央区天神１丁目８番１号
TEL:092-711-4353(直通)　FAX:092-733-5901
メールアドレス：kankosangyo.EPB@city.fukuoka.lg.jp

(5)　提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前３か月以内に発行された原本を提出すること。

なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑨の提出を免除する。

①　提案競技参加申請書（様式１）
　注）JV で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。
②　登記事項証明書（法人の場合）
　注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。
③　身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）
　注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。
　注）法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。
　注）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。
④　市町村税を滞納していないことの証明書

注）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤　消費税および地方消費税納税証明書

注）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注）証明書の種類は「納税証明書（その３）」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可）。

⑥　委任状（様式第 1-2 号）

注）この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第 1-2 号により委任状を作成して提出すること。

⑦　誓約書（様式第 1-3 号）

注）様式第 1-3 号に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧　役員名簿（様式第 1-4 号）

注）様式第 1-4 号に、代表者および役員（カの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑨　直近の決算２年分の財務諸表の写し

注）直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注）個人の場合は、様式第 1-5 号をもとに作成のうえ提出すること。

### イ　提案書関係

①　提案書の内容

資料１「仕様書（企画提案時）」、資料２「提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。

②　提案書と同時に提出する書類

様式４「配置計画」、様式５「見積書」

## 6　提案競技選定委員会

(1)一次審査（書類審査）

提案者が多数である場合、提出書類をもとに書類審査を行い、事業者選定委員会（プレゼンテーション）参加対象者を４社程度に選抜する。選考結果は、審査後速やかに全提案者へ通知を行う。

結果通知：令和８年 12 月 21 日（月）（予定）

(2) 事業者選定委員会（プレゼンテーション）

プレゼンテーションはオンラインで行うものとし、契約を締結した場合に当該事業を主に担当する者が行うこと。

なお、プレゼンテーションの詳細な時間・実施方法は、対象事業者にＥメールにて通知する。

① 日時
令和８年 12 月 23 日（水）（予定）
② 時間
25 分（説明 15 分・質疑応答 10 分　※提案事業者数によって説明時間を変更する場合あり）
※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(3) 結果通知
令和８年 12 月 25 日（金）以降に電子メール等で担当者に連絡する。また、併せて福岡市ホームページにおいて公表する。
**なお、審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けない。**
※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

## 7　採点方法および契約相手方の決定方法

(1) 採点方法
資料３「提案項目配点表」の配点により、提案内容がどの程度優れているかについて、委員が採点を行い、最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(2) 合計点
合計点は 100 点満点とする。
各項目の配点および価格点の算出方法は、資料３「提案項目配点表」のとおり。

(3)最低基準について
以下のとおり、総合点に最低基準を設ける。
配点総合計の６割に達しないときは、最優秀提案者としない。

(4) 契約相手方の決定方法
最高得点者が複数のときは、その中で提案内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続
選定委員会での選考に基づき、最優秀提案事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(6) 契約保証金
本業務の受託者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 8　その他の留意事項

(1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
(2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
(3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
(4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
(5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
(6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
(7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めな

い。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。

(8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

## 9 添付資料

【 資　料 】

資料１　仕様書（提案時）
資料２　提案書作成要領
資料３　提案項目配点表

【 様　式 】

様式１　提案競技参加申請書
様式２　提案競技参加辞退届
様式３　質問書
様式４　配置計画
様式５　見積書
様式第１-2　委任状
様式第１-3　誓約書
様式第１-4　役員名簿
様式第１-5　個人用財務諸表
参　考　　共同事業体協定書ひな形
参　考　　共同事業体構成団体一覧ひな形

以上